



現場における工事の生産性向上を めざして

平成29年7月



北陸地方整備局 企画部

※本資料は、国土交通省本省及び北陸地方整備局が作成した資料等により構成されています。

平成29年度(前期)生産性向上等説明会 内容

- 資料1 説明会の主旨

- 資料1 円滑な工事施工の確保

(参考)

- ・良くわかる工事円滑化推進会議
- ・良くわかる工事連携会議

- 資料2 工事施工の円滑化4点セット

工事施工の円滑化4点セットのポイント

資料2-1 土木工事条件明示の手引き(案)

資料2-2 土木工事設計図書

照査ガイドライン(案)

資料2-3 工事一時中止に係るガイドライン(案)

資料2-3-1 工事一時中止事例集(抜粋)

資料2-4 土木工事設計変更ガイドライン(案)

資料2-4-1 工事設計変更事例集(抜粋)

(参考)

- 資料3 工事書類の簡素化

- 資料4 i-Constructionについて

- 資料5 工事事故の発生状況と安全管理

- 資料6 最近の話題

- ①建設業法上の金額要件の見直し
- ②社会保険の未加入対策
- ③標準見積書を活用した法定福利費の確保
- ④「建設リサイクル法」第11条に基づく通知の徹底
- ⑤現場見学会提案実施モデル工事
- ⑥完全週休2日実現モデル工事
- ⑦工事現場における環境改善 ~快適トイレ~
- ⑧ISO9001認証取得を活用した工事について
- ⑨第三者による品質証明制度について
- ⑩一部変更指示時における概算額の明示
- ⑪その他(お願い事項)
 - ・施工体制全国一斉点検
 - ・諸経費動向調査
- ⑫熱中症対策事例集

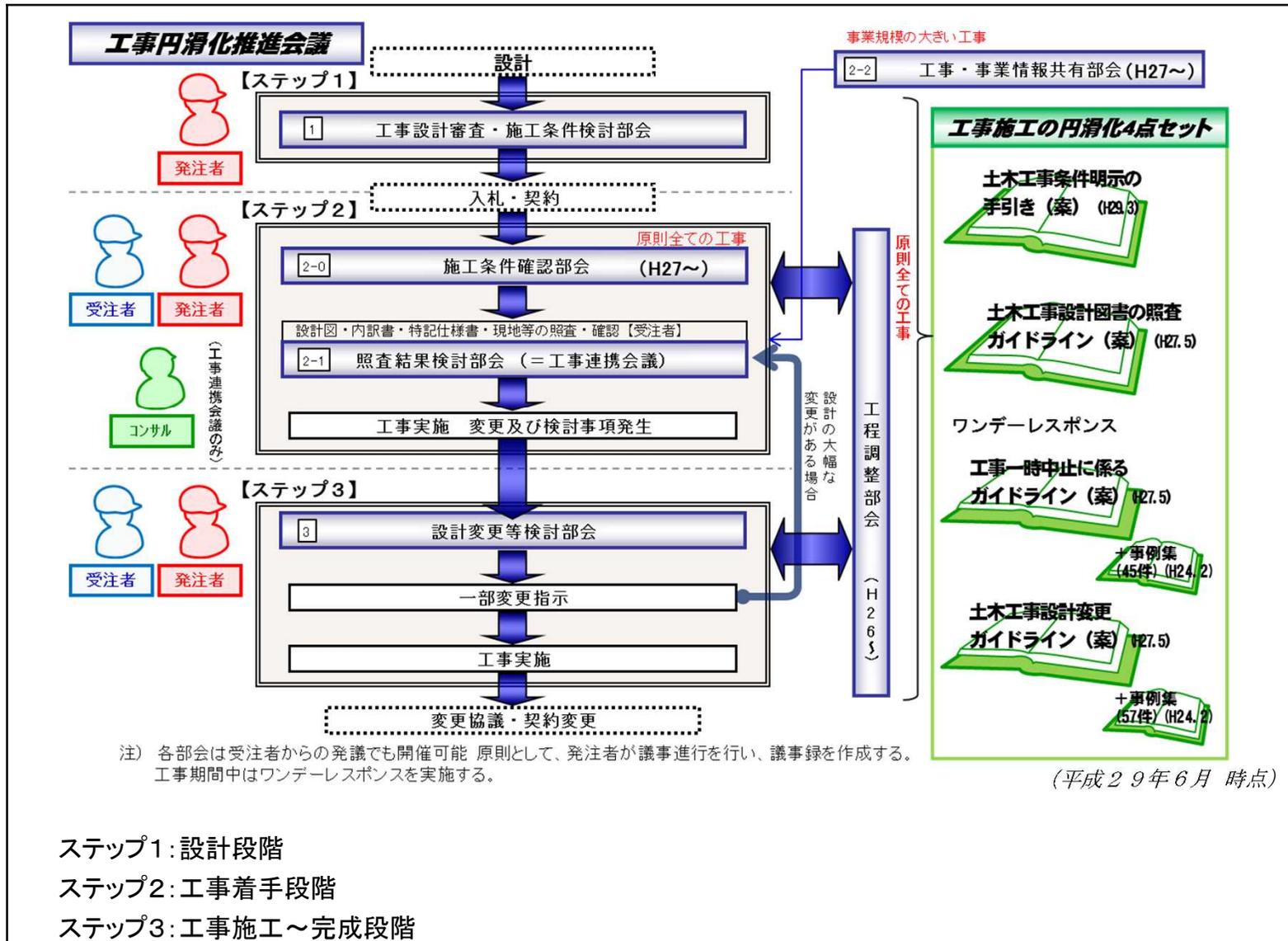
説明会の主旨

- 公共工事は、国民へ良質な社会インフラを提供する事を目標としています。公共工事の品質確保を行うためには、継続的に生産性向上を図っていくことが重要となります。
- 工事施工の円滑化4点セットは、受発注者対等の立場で協働し、工事の生産性を向上していくための有効な手段として作成したものです。
- 本日の説明会で4点セットの使い方を理解していただくことにより、受発注者の協働により工事の品質確保及び生産性向上に資するために開催するものです。

●円滑な工事施工の確保

円滑な工事施工の確保（工事円滑化推進会議の改良・改善）

- ・工事の円滑化4点セットを活用した、工事円滑化推進会議の開催により発注者間のコミュニケーションの充実。（平成20年11月～）
- ・平成27年度から規模の大きい事業の工事において「**工事・事業情報共有部会**」を試行。
- ・平成29年度より工事工程の調整により、**効率的な工事の進捗・完成を図る「**工程調整部会**」及び「**施工条件確認部会**」を原則全ての工事で実施。**



(参考)よくわかる工事円滑化推進会議

(ステップ1)

●工事設計審査・施工条件検討部会

工事発注にあたり設計内容、仮設計画、関係機関協議、条件明示等の確認・検討

(ステップ2～3)

●工程調整部会

受発注者が工事工程、クリティカルパスを共有することにより、受注者の手待ち、手戻り等をなくし、円滑かつ効率的な工事施工に資する

(ステップ2)

●施工条件確認部会

最新の施工条件等を受発注者間で共有(発注者が受注者に説明)

●照査結果検討部会

工事内容や課題等の共有化と対応の検討及び決定

●工事・事業情報共有部会

事業目的・整備効果、進捗状況等を受注者、発注者、地域住民等で共有し、円滑な工事施工、品質確保、生産性の向上を図る

(ステップ3)

●設計変更等検討部会

工事実施の課題解決、変更の取り扱いの決定

表-1 各部会の概要

段階	名称	概要	対象工事	参加者	使用するガイドライン
ステップ1	工事設計審査・施工条件検討部会	発注にあたり設計内用、仮設計画、協議状況、条件明示等の確認・検討	全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員(予定)、発注担当課長、係長、担当 (土木・測量・電気・機械)	条件明示チェックリスト(条件明示の手引き(案))
	工程調整部会	工事の工程を受発注者で共有し、調整を図ることで効率的な工事の進捗を目差す。原則全ての工事で開催する。	全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長、係長、担当 (土木・測量・電気・機械) 受 現場代理人、監理技術者等	
ステップ2	施工条件確認部会	最新の施工条件を発注者から受注者に説明し、受発注者で施工条件を確認する。原則全ての工事で開催する。	全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長、係長、担当 (土木・測量・電気・機械) 受 現場代理人、監理技術者等	条件明示チェックリスト(条件明示の手引き(案))
	照査結果検討部会	設計内容と課題の共有と、対応策の検討と決定を行う。	全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長、係長、担当 (土木・測量・電気・機械) 受 現場代理人、監理技術者等 設 担当技術者 (工事連携会議の場合)	土木工事設計図書の照査ガイドライン(案) 工事連携会議と兼ねての開催とできる。 必要に応じて、測量・地質調査技術者や、専門工事業者を参加させても良い。
	工事・事業情報共有部会	事業全体の目的、効果、スケジュールの概要を受発注者で共有し、円滑な施工、品質確保を目差す。	規模の大きい事業に関する工事にて実施(大規模構造物、WTO、複数年工事)	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長 (土木・測量・電気・機械) 受 現場代理人、監理技術者、元請・下請の技術者等	元請本社事務社員なども参加可。 必要に応じて地域の方も参加頂く。
ステップ3	設計変更等検討部会	現地条件・施工条件変更等に伴う設計変更について、取り扱いを決定し、円滑な変更協議を図る。	変更が伴う全ての工事	発 副所長、事務所官クラス、監督職員、発注担当課長、係長、担当 (土木・測量・電気・機械) 受 現場代理人、監理技術者等	工事一時中止に係るガイドライン(案) 土木工事設計変更ガイドライン(案)

※機械設備工事、電気・通信設備工事、建築工事などが関連する場合には、それぞれの工事の担当職員(発注担当課長・係長、監督職員)、受注者、設計者が参加する事を基本とし、調整を図ること。

※事務所官クラスとは、事業対策官等を言う。

発：発注者 受：工事受注者 設：設計者

(参考)良くわかる工事連携会議(いわゆる「三者会議」)

●目的

工事受注者と設計者の連携強化により円滑な事業執行を図るため、発注者・工事受注者・設計者等により構成される「工事連携会議」を設置し、次の事項に関する調整を図ることを目的とする。

- ①設計意図の施工段階への継承と反映
- ②発注者、工事受注者、設計者等の責任の範囲、責任の明確化
- ③工事施工段階における条件変更時の対応

●工事連携会議(三者会議)の定義

工事ごとの単位で開催する、発注者・工事受注者・設計者の三者により構成する会議

●対象とする工事

原則、以下に該当する工事を対象とする。

- ①指定仮設を含む工事
- ②重要構造物を含む工事(橋梁、トンネル、BOX、樋門・樋管、擁壁等)
- ③新技術・新工法を活用する工事
- ④施工条件、地形・地質条件の変更が予想される工事
- ⑤その他、事務所長が必要と認める工事

●開催時期

- ①工事(仮設・本体工事)施工前かつ受注者の照査後
- ②工事施工途中

●実施方法

(1)工事の特記仕様書への明示

当該工事の特記仕様書に「工事連携会議」設置の対象工事であることを明示する。

(2)会議の開催

会議開催にあたっての工事受注者及び設計者への通知は、発注者が行う。

(3)会議の主体等

原則として、発注者が議事進行及び議事録作成を行い、発注者、工事受注者、設計者間での情報共有を徹底する。

参加者の主な役割は以下のとおり

- ①設計者から、設計業務の成果品により設計意図の説明を行う。
- ②発注者(設計担当)から、施工上の留意事項等の説明を行う。
- ③発注者(工事発注及び工事監督担当)から、工事着手に当たっての協議調整状況や現地条件等の説明を行う。
- ④施工者から、設計図書の照査を踏まえた現場条件に適した技術提案等の説明を行う。

●費用の負担

工事連携会議に係る費用は原則、発注者が負担するものとする。

工事施工の円滑化4点セット (官民協働で円滑な事業執行を目指す)

◆活用のポイント

北陸地方建設事業推進協議会 工事施工対策部会

《受注者》

(一社)新潟県建設業協会
(一社)富山県建設業協会
(一社)石川県建設業協会
(一社)日本建設業連合会北陸支部
(一社)日本道路建設業協会北陸支部
(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部

《発注者》

新潟県・富山県
石川県・新潟市
東日本高速道路(株)新潟支社
中日本高速道路(株)金沢支社
北陸地方整備局

発注時

★「条件明示の手引き(案)」

設計積算にあたって、工事内容に関する条件明示が必要な項目をチェックし明示を徹底する。

契約後

★「設計図書の照査ガイドライン(案)」

工事着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と協議するなど照査や責任の範囲を明確化する。

施工中

★「工事の一時中止に係るガイドライン(案)」

受注者の責に帰することができない理由により施工できなくなった場合は発注者に中止指示義務があり、工期・金額の変更について適正な対応を行う。

変更契約

★「工事設計変更ガイドライン(案)」

予め設計変更業務の改善を図るために、発注者、受注者が設計変更の課題と留意点について十分理解しておく必要があり、その課題と留意点を取りまとめた。

4セットを活用し、より一層の円滑な工事の執行を目指す

工事施工の円滑化4点セットのポイント

- ①土木工事条件明示の手引き(案) (H27.5改訂)
- ②土木工事設計図書の照査ガイドライン(案) (H27.5改訂)
- ③工事一時中止に係るガイドライン(案) (H27.5改訂)
(工事一時中止に係るガイドライン事例集) (H24.2改訂)
- ④工事設計変更ガイドライン(案) (H27.5改訂)
(工事設計変更ガイドライン事例集) (H24.2改訂)

工事施工の円滑化4点セットのポイント(H27.5改定)

1. 改正された品確法における発注者の責務を追加

- ・4点セットの目的等のなかに、改正された品確法の発注者の責務となっている『適切な工期の設定』、『適切な設計変更等』について、その主旨を反映。

2. 最新の基準、仕様書等にあわせる等時点修正

- ・工事の一時中止の費用算定にあたり積算基準の改正に修正
- ・共通仕様書、各種基準等の語句の修正 等

3. 条件明示チェックシートの改良

- ・土木コンクリート二次製品の使用を検討したかどうかの項目を追加

4. 掲載されている表を見やすく改良

- ・照査ガイドライン及び設計変更ガイドラインの表

5. 各発注機関の使い勝手の向上のための改良

- ・各発注機関が用いている固有の語句について下線明示して修正を容易に。

「工事施工の円滑化4点セット」をスマートフォンやタブレットで見る手順

PDFビューワ機能を有するアプリをインストールしていない方はこちらをご確認ください。

4点セットをスマートフォンやタブレットで見るとは、お手持ちの端末にPDFビューワ機能を有するアプリのインストールが必要です。

<PDFビューワ機能を有するアプリの例>

- ・ Adobe Reader (無料)
- ・ PDF Reader (無料)
- ・ Perfect Viewer PDF (無料) 他

すでに上記アプリをインストール済みの端末では本作業は必要ありません。手順1にお進み下さい。また、端末のOS (アンドロイド、Windows、iOS等) によりインストール手順が違いますので、お手持ちの端末の取扱説明書等でアプリのインストール手順をご確認ください。

↓例えば、アンドロイド端末でのアプリのインストール手順は以下のとおりです。

①アンドロイド端末で「Playストア」へアクセス



②検索バーにインストールしたいアプリ名を入力するか、「PDFビューワ」と入力して検索し、必要なアプリをタップ。
(画像は「Adobe Reader」の事例)



③アプリをインストール



手順1. 北陸地方整備局HPへアクセス

①北陸地方整備局のHPへアクセス

検索バーに「北陸地整」と入力して検索。
URL <http://www.hrr.mlit.go.jp>



②お役立ち情報

> 技術基準・仕様書をタップ*

- > 申請窓口
- > 募集・参加
- > 技術基準・仕様書
- > 総合学習支援
- > 道の駅
- > みなとオアシス
- > イベント・観光情報
- > ドライブ支援・路線バス
- > 来行時の入館方法について

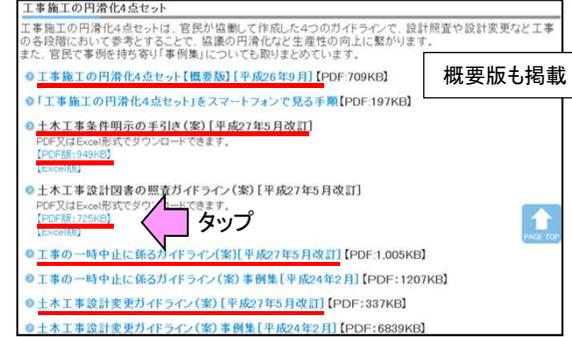
タップ

*タップとは、指でタッチスクリーンを軽く1回たたくこと。

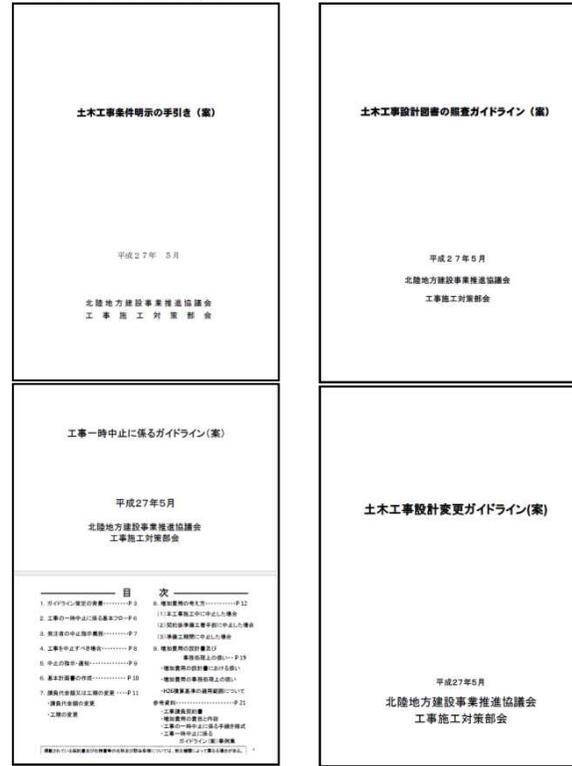
手順2. 4点セットの閲覧

③>工事施工の円滑化4点セット

見たい資料のPDF版をタップし、ダウンロードする。
http://www.hrr.mlit.go.jp/gi_jiyutu/ki_jyun.html



④ダウンロードした資料をPDFビューワ機能を有するアプリで開き閲覧。



第〇条 工事円滑化推進会議

本工事は、円滑な工事施工を図るため、発注者・受注者において以下の会議を開催する。ただし、受注者が開催を希望しない場合に限り、開催しないことを可能とする。

1. 施工条件確認部会

最新の施工条件等を受発注者間で共有するものであり、工事契約後すみやかに発注者より開催の連絡を行うものとするが、受注者からも開催を要請できるものとする。

2. 工程調整部会

設計図書並びに最新の施工条件を基に受注者が作成した工事工程表（クリティカルパス）を受発注者で共有することにより、受注者の手持ち、手戻り等をなくし、円滑かつ効率的な工事施工に資するものである。

工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。また、施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとするが、工程の変更理由（以下の①～⑤に示す）が受注者の責によらない場合は、工期の延長も含め協議すること。

- ① 受発注者間で確認した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、情報共有を図るため、専門工事業者も会議に同席するように努めるものとする。また、以下の会議について、受注者・発注者のどちらかの発議は問わず、必要に応じて開催できるものとする。

3. 照査結果検討部会

工事内容や課題等の共有化と対応の検討及び決定を行うものであり、実施時期は受発注者間で調整するものとし、必要に応じて工事連携会議と兼ねることができる。

4. 工事・事業情報共有部会

事業目的・整備効果、進捗状況等を受注者、発注者、【地域住民等】で共有し、円滑な工事施工、品質確保、生産性の向上を図るものである。必要に応じて、照査結果検討部会の前後を目処に行うものとし、実施時期は受発注者間で調整するものとする。

5. 設計変更等検討部会

工事実施の課題解決、変更の取り扱いの決定を行うものである。実施時期は受発注者間で調整するものとする。必要に応じて工事連携会議と兼ねることができる。

第〇条 ワンデーレスポンス対象工事

1. 本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

2. 受注者は、作業間の関連や工事の進捗状況等を把握できるよう、工程管理方法について綿密に検討すること。

3. 受注者は、工事施工中において問題が発生した場合、作業内容や工程及び発生原因等を整理のうえ、速やかに文書にて監督職員と協議すること。

第〇条 設計図書の照査

共通仕様書1-1-1-3の規定に基づく設計図書の照査については、「土木工事設計図書の照査ガイドライン(案)」に基づき実施するものとする。

第〇条 設計変更等

設計変更等については、契約書第18条～第24条及び共通仕様書1-1-1-13～1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計変更ガイドライン(案)」(北陸地方建設事業推進協議会 工事 施工対策部会)及び「工事一時中止に係るガイドライン(案)」(北陸地方建設事業推進協議会 工事施工対策部会)によることとする。



第〇条 工事連携会議の設置

1. 本工事は、当該工事に係る設計意図の継承と反映、責任の範囲の明確化、条件変更時の対応等を図るため、当該工事の受注者及びその詳細設計を担当した技術者と発注者で構成する工事連携会議を設置する工事である。
2. 工事連携会議の実施時期は受発注者で調整するものとし、回数は〇回を予定している。